

【参考資料 2】

茨 木 市 教 育 委 員 会
令和 4 年 1 月 27 日 決 定 事 項

新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の 臨時休業の考え方について

市立小・中学校の臨時休業の実施については、学校における感染拡大の可能性を見極めながら、子どもの学びを保障していくため、「府立学校における今後の教育活動等について」に準じ、下記のとおり対応します。

学校内に感染者が確認された時の感染状況等		臨時休業範囲・期間
(1)	校内に感染拡大のリスクがないと判断できる場合 下記(2)以外の場合	臨時休業なし
(2)	校内に感染が拡大している可能性があり、①・②に該当する場合 ① 直近 3 日間の陽性者及び濃厚接触者等が、学級において複数(15%以上)確認された場合 ② その他、教育委員会等で必要と判断した場合	学級閉鎖 当該学級のみ 原則 3 日間
	複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合	学年閉鎖 当該学年のみ 原則 3 日間
	複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合	学校全体の臨時休業 当該校のみ 原則 3 日間

ただし、上記に関わらず、市内や学校での感染状況に応じて、保健所からの指示に従い、臨時休業の範囲・期間を総合的に判断します。